

立石自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、立石自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は本会の会長（自治会長）宅とする。
- (2) 災害時は立石自治会館とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、搬出・救護、給食給水等応急対応等に関すること。
- (5) 防災資材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、立石自治区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長（区長） 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 防災委員 若干名
- (6) 班長 4名
- (7) 副班長 4名
- (8) 監査役 2名

- 2 会長には立石自治会長を、副会長には立石区長を、事務局長には立石自治会事務局長を、会計には立石自治会会計をそれぞれ充てることとする。
- 3 班長及び副班長並びに監査役は、会員の互選による。ただし、防災委員は、防災士、消防団員及び消防団員OBなどをもって充てるものとし、会長が指名する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 任期途中で退任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員の責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における住民の安全確保と応急活動の指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長の指示により本会の事務全般を処理する。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し会計に必要な書類を保管する。
- 5 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動、避難所運営等に専門的に携わる。
- 6 班長は、班を代表し、班活動を指揮する。
- 7 副班長は、班長を補佐し、班の業務を処理する。
- 8 監査役は、本会の会計を監査する。
(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は会長、副会長、事務局長、会計、防災委員、正副班長、班員及び監査役をもって構成する。また、消防団小田分団第1部部長の同席を求める。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。
(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、事務局長、会計及び正副班長をもって構成する。また、必要に応じて消防団小田分団第1部部長の同席を求める。

2 監事会は、会長が招集し、議長となる。

3 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及・啓発に関すること。

(3) 災害危険の把握に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 地震等の発生時における情報・伝達・避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他の組織との連携に関すること。

(6) 防災資材等の備蓄に関すること。

(7) 防災行動計画（タイムライン）に関すること。

(8) 避難所運営に関すること。

(9) その他必要な事項

(自主防災会の収入)

第12条 本会は、次の収入により運営する。

(1) 自主防災組織助成金

(2) 寄付金及びその他

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、各班の構成や班員の選任方法など、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は平成16年12月1日から実施する。

附 則

この規約は平成23年10月15日から実施する。

附 則

この規約は令和2年6月24日から施行する。

附 則

この規約は令和4年6月25日から施行する。